

平成23年度福島県一般会計補正予算（第7号）

平成23年度福島県一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137,063,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,403,807,085千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		6,510,994	2,993	6,513,987
	2 負担金	6,253,887	2,993	6,256,880
9 国庫支出金		360,803,916	117,351,765	478,155,681
	1 国庫負担金	215,716,876	9,679,410	225,396,286
	2 国庫補助金	143,728,456	107,672,355	251,400,811
10 財産収入		1,748,284	36,856	1,785,140
	1 財産運用収入	910,661	36,856	947,517
11 寄附金		1,197,420	193,215	1,390,635
	1 寄附金	1,197,420	193,215	1,390,635
12 繰入金		95,363,970	3,000,000	98,363,970
	2 基金繰入金	86,159,382	3,000,000	89,159,382
13 繰越金		1,816,119	1,444,887	3,261,006
	1 繰越金	1,816,119	1,444,887	3,261,006

款	項	補正前の額	補正額	計
14 諸 収 入		120,968,614	10,886,567	131,855,181
	4 貸付金元利収入	105,853,539	10,000,000	115,853,539
	6 収益事業収入	7,764,301	886,567	8,650,868
15 県 債		205,191,600	4,147,100	209,338,700
	1 県 債	205,191,600	4,147,100	209,338,700
歳 入 合 計		1,266,743,702	137,063,383	1,403,807,085

歳 出				
(単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛 生 費		41,684,130	96,236,856	137,920,986
	4 医 薬 費	20,751,292	96,236,856	116,988,148
6 農 林 水 産 業 費		64,395,699	891,410	65,287,109
	3 農 地 費	20,305,987	89,000	20,394,987
	4 林 業 費	15,380,753	802,410	16,183,163
7 商 工 費		103,851,633	22,582,900	126,434,533
	1 商 工 業 費	103,104,594	22,582,900	125,687,494
8 土 木 費		97,262,358	1,772,700	99,035,058
	2 道 路 橋 り よ う 費	44,843,936	288,600	45,132,536
	3 河 川 海 岸 費	14,068,442	1,484,100	15,552,542
11 災 害 復 旧 費		80,393,484	15,579,517	95,973,001
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	34,374,103	3,676,517	38,050,620
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	32,795,753	11,903,000	44,698,753
歳 出 合 計		1,266,743,702	137,063,383	1,403,807,085

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 出

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
6 農 林 水 産 業 費			802,410
	4 林 業 費		802,410
		災害関連治山費	802,410
合	計		802,410

第 3 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
中小企業等復旧・復興支援事業	平成 24 年 度	2,900,000

第 4 表 地 方 債 補 正

(1) 追 加

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備導入資金 貸付事業費	58,400	1 借入方法 普通貸借又は債券発行（他の地方公 共団体との共同発行を含む。） 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率）	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
計	58,400			

(2) 変 更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害関連治山費	454,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。	747,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行(他の 地方公共団体と の共同発行を含 む。) 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により繰上 償還をし、償還年限を短 縮し、又は借換えをする ことができるものとする。
道路橋りょう維持費	3,464,500				3,753,100			
緊急砂防等災害関連費	782,800				1,326,900			
耕地災害復旧費	629,900				639,500			
漁港災害復旧費	3,118,400				3,297,700			
土木災害復旧費 (公共災害復旧費)	5,208,300				7,922,500			
土木災害復旧費 (県単災害復旧費)	10,000				70,000			
計	155,658,600				159,747,300			